



件名	愛媛県地域産業振興条例の一部を改正する条例
主管課	経営支援課
根拠法令等	中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（17年4月13日公布、施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>中小企業経営革新支援法の一部改正に伴い、「中小企業者」及び「創業者」の定義の引用条項を改正する。</p> <p>(1) 中小企業者の定義の変更 中小企業経営革新支援法の題名改正による。 <u>中小企業経営革新支援法第2条第1項に規定する「中小企業者」</u>  <u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する「中小企業者」</u></p> <p>(2) 創業者の定義の変更 新事業創出促進法が廃止され、創業者支援が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に一本化されたことによる改正（内容に変更はない。） <u>新事業創出促進法第2条第2項第1号及び第3号に掲げる者（中小企業者となることが見込まれる者に限る。）</u>  <u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第2項第1号及び第2号に掲げる者（中小企業者となることが見込まれる者に限る。）</u></p>	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p> <p>条例による助成措置（条例準拠事業）</p> <p>【経営革新等設備導入支援事業費】（1,748千円）（平成17年度当初予算） えひめ産業振興財団が行う「設備・機械類貸与事業」の利用者のうち、意欲のある小規模企業者について、一定要件を満たす者への割賦損料に対する利子補給（0.55%）を行う。</p> <p>（対象となる事業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> * 廃止前の中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法に基づく研究開発等事業計画の認定を受けた企業 * 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（改正前の中小企業経営革新支援法）に基づく経営革新計画の承認を受けた企業 * アクティブ・ベンチャー支援事業の補助金を受けた創業者等 	